

茨生指第21-1号  
令和7年4月21日

県内各公立中学校長 殿

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター  
理事長 阿部 謙二  
(公印省略)

令和7年度後継者育成支援事業に係る出前授業の実施について

日頃より当センターの事業にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当センターでは、中学生が生活衛生関係営業に興味とやりがいを持つきっかけづくりとして、別紙により出前授業を実施します。

生活衛生関係営業に関して、「この仕事の話を知りたい」「この仕事を体験してみたい」との希望がございましたら、別紙申込書を当センターあてご提出願います。

**【担当】**

水戸市三の丸1-5-38

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター

亀 山

☎ 029-225-6603

FAX 029-225-6638

Eメール [ibarakicenter@seiei.or.jp](mailto:ibarakicenter@seiei.or.jp)

(別紙)

1. 申込書

(別紙) 令和7年度出前授業実施申込書

(記載方法、留意点)

- 「7. 第1・第2希望日時等」  
・・・必ず第2希望まで記入。場所は、教室や実験室等具体的に記入。
- 「8. 希望業種」・・・最大4つまで。
- 「10. 希望する授業内容」・・・具体的に記入。
- 「11. その他」・・・あれば記入。

2. 申込先

(公財) 茨城県生活衛生営業指導センター

3. 申込方法

実施希望日の2か月前までにEメール又はFAXで申し込み。

組合を通じて講師を選任しますので、事務手続きに日数を要します。

余裕をもってお申し込みください。

Eメール [ibarakicenter@seiei.or.jp](mailto:ibarakicenter@seiei.or.jp)

FAX 029-225-6638

4. 注意事項

講師は生衛組合加盟店舗の中から組合推薦に基づき派遣しております。

このため、組合の事情(組合員がいない支部や市町村が存在する等)により

講師が派遣できないこともありますので、予めご承知おき願います。

5. その他

○授業実施に係る費用・・・当センター負担(学校の負担はありません)

○実施予定学校数・・・30校/年間

\* 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に定められている、美容業、理容業、クリーニング業、興行業、麺類業、食肉販売業、ホテル・旅館、すし業、中華料理業、料理飲食業などをいいます。